

5 長福福第3号
令和5年6月14日

社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会
会長 小野 洋史 様

長岡京市長 中小路 健吾
(福祉政策室担当)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

有効期間 令和5年6月14日から令和10年6月13日まで